

平成 30 年 5 月 11 日

## 旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定を 平成 30 年 9 月 1 日付けで解除します（関東経済産業局所管分）

経済産業省関東経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」といいます。）附則第 28 条第 2 項の規定に基づき旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定を平成 30 年 9 月 1 日付けで解除することとしました。

### 1. 概要

平成 29 年 4 月のガス小売全面自由化に当たり、需要家の利益を保護する観点から、旧簡易ガスみなしガス小売事業者と他のガス小売事業者や他燃料事業者との間に適正な競争関係が確保されていない供給地点（旧簡易ガス団地）を指定旧供給地点として指定し、当該地点の旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し経過措置料金規制を課しています（改正法附則第 28 条第 5 項の規定に基づく指定）。

平成 30 年 2 月、指定旧供給地点での競争状況について、経過措置料金規制が課された事業者から報告を徴収したところ（ガス関係報告規則（平成 29 年経済産業省令第 16 号）附則第 4 条の規定に基づく報告徴収）、別添「指定解除対象供給地点一覧（関東経済産業局管内）」の指定旧供給地点が指定の解除基準を満たしたことから、平成 30 年 3 月 15 日から平成 30 年 4 月 13 日にかけて、指定の解除に関するパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントで提出された御意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ検討を行った結果、平成 30 年 9 月 1 日付けで、別添「指定解除対象供給地点一覧（関東経済産業局管内）」の指定旧供給地点の指定を解除することとしました（改正法附則第 28 条第 2 項の規定に基づく指定の解除）。

### 2. 参考

①指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分）に対する意見を募集します（平成 30 年 3 月 15 日）

URL : <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595218011&Mode=0>

②「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（関東経済産業局所管分）」に対する意見募集の結果について

URL : <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595218011&Mode=2>

③電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 28 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定解除について（平成 30 年 4 月 24 日）

URL : [http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/eg\\_torihikikanshi/data/20180424shiteikaijo1.pdf](http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/eg_torihikikanshi/data/20180424shiteikaijo1.pdf)

（本発表資料のお問合せ先）

関東経済産業局

資源エネルギー環境部ガス事業課長 杉山 晴治

担当者：篠原、小川

電話：048-600-0414(直通)

048-601-1298(FAX)

(別添)

通し 番号	事業者名	団地名	都道府県	市町村	①解除基準 (旧簡易ガスみなし ガス小売事業者の シェア $\leq$ 50%)に該 当するか		②解除基準 (旧簡易ガス供給採用件数/0.5 $\times$ 1/2 $\leq$ 他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェ ア)に該当するか					備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	安中ガス事業協同組合 (法人番号9070005003215)	下磯部住宅団地	群馬県	安中市	×	70.6%	○	0.0	3.0	0.0000	$\leq$	4.2493	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
2	伊藤石油ガス株式会社 (法人番号7070001011636)	上信第二吉井団地	群馬県	高崎市	×	95.3%	○	2.0	5.0	2.0000	$\leq$	5.2466	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
3	伊吹石油ガス株式会社 (法人番号5013101000482)	小松団地	東京都	羽村市	×	77.9%	○	0.0	3.0	0.0000	$\leq$	3.8511	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
4	佐久プロパンガス協同組合 (法人番号5100005002935)	相生団地	長野県	佐久市	×	69.2%	○	1.0	8.0	1.0000	$\leq$	11.5607	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
5	東部液化石油株式会社 (法人番号1010001051800)	水戸けやき台ファミリー タウン	茨城県	水戸市	○	49.8%	○	0.8	7.4	0.8000	$\leq$	14.8594	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
6	ミライフ株式会社 (法人番号8030001068035)	佐竹南台ニュータウン	茨城県	常陸太田市	×	73.5%	○	5.0	27.0	5.0000	$\leq$	36.7347	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。
7	ミライフ株式会社 (法人番号8030001068035)	野木団地	栃木県	下都賀郡野木町	×	81.2%	○	0.0	3.0	0.0000	$\leq$	3.6946	適正な競争関係が確保され ていると評価できる。